

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月3日

【会社名】 日本コンクリート工業株式会社

【英訳名】 NIPPON CONCRETE INDUSTRIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 網谷 勝彦

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦4丁目6番14号 NC芝浦ビル

【電話番号】 03(3452)1014

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経理部長 今井 昭一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦4丁目6番14号 NC芝浦ビル

【電話番号】 03(3452)1014

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経理部長 今井 昭一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 22,428,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払込むべき金額の合計額を合算した金額 4,614,828,000円
(注)行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総額に
新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算し
た金額は増加又は減少する。
また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び
当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権
の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

| | |
|---------|--|
| 発行数 | 8,900個 |
| 発行価額の総額 | 金22,428,000円 |
| 発行価格 | 金2,520円 |
| 申込手数料 | 該当事項なし |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 平成25年12月20日(金) |
| 申込証拠金 | 該当事項なし |
| 申込取扱場所 | 日本コンクリート工業株式会社 社長室 東京都港区芝浦4丁目6番14号 NC芝浦ビル |
| 払込期日 | 平成25年12月20日(金) |
| 割当日 | 平成25年12月20日(金) |
| 払込取扱場所 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋支店 東京都港区新橋2丁目12番11号 |

(注) 1 本新株予約権については、平成25年12月3日(火)開催の当社取締役会において発行を決議している。

2 申込方法は、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとする。

3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。

4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

5 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は8,900,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、平成25年12月24日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値が無い場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の東証終値の70%に相当する361円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号を参照)。 5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は8,900,000株(発行決議日現在の発行済株式総数に対する割合は17.32%)、交付株式数は1,000株で確定している。 6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額):3,235,328,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。 |
| <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> | <p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株</p> |
| <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は8,900,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。))は、1,000株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p> |
| <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> | <p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 行使価額は、当初516円(発行決議日の東証終値)とする。ただし、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正 (1) 平成25年12月24日(以下「行使価額修正開始日」という。)以降、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。) ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が361円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。</p> <p>4 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> |

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

| | |
|--|--|
| | <p>上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、()上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合</p> <p>() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。</p> |
|--|--|

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)7(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

| | |
|-------------------------------------|--|
| | <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | <p>金4,614,828,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間 | <p>1 平成25年12月24日から平成28年12月20日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。</p> |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋支店</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。</p> <p>(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p> |
| 新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | <p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会后15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の翌銀行営業日に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項及び第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 該当事項なし |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし |

(注) 1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、当社、子会社18社、関連会社6社で構成され、コンクリートポール(コンクリート電柱等)、コンクリートパイル(コンクリート基礎杭)、及び土木製品等のコンクリート二次製品の製造・販売並びに施工を主な事業の内容とし、「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会作り貢献する」ことを目指して事業を展開しております。

2000年代以降、公共投資は基本的に縮減傾向が続いてまいりましたが、成長戦略を掲げる第二次安倍政権発足後、足元では緊急経済対策として公共投資は増額されている状況が続いております。また、中長期的にも、「震災からの復興」、「国土強靱化」などのフレーズの基で公共事業拡大が提唱されております。

当社グループを取り巻く経営環境も、上記のような経済状況をうけて好転してきております。震災からの復興が進むにつれて建設市場を中心に人手不足への不安が増す中、現場作業の効率化(工期短縮・省人化)が可能となるプレキャストコンクリート製品(パイルやセグメント等)に対する需要が高まっております。また、足元では、通信インフラ整備の進展により、携帯基地局向けポール、通信用ポールの需要が旺盛であります。さらに、2020年の東京オリンピック開催決定に伴い、1)東京外かく環状道路などの首都圏における高速道路・主要幹線道路などの建設・改修工事、及び2)地下鉄駅の拡張、路線の延伸などが期待されております。加えて、東京オリンピック開催決定以外にも、北陸及び北海道新幹線の延伸、リニア中央新幹線の早期着工などが見込まれております。

当社グループは、リーマンショック以降のパイル需要の激減による業績悪化に対応するため、「2010年中期経営計画」を策定し、「コア事業の事業基盤再構築」、「徹底的コストダウンの推進」などを掲げ、安定的な収益基盤の確立と継続的成長を目指し、その結果、平成23年3月期から平成25年3月期にかけて連続増収増益を達成しました。

本年5月には、当社グループを取り巻く経営環境が大きな転換期を迎えようとしているとの認識の下、「2013年中期経営計画」(以下「13中計」という。)を策定、公表いたしました。「13中計」では、平成25年度から平成26年度の2ヶ年を計画期間とし、「新たな企業基盤の確立による成長の持続」を中期経営方針と定め、更なる事業拡大を目指していく投資として2年間の投資額目標値を50億円~60億円(通常設備投資額20億円(10億円/年×2年)、プロジェクト投資額30億円~40億円)に設定しております。

当社グループにとって追い風となる経営環境の下、今般の資金調達は、上記「13中計」に基づいて、「新たな企業基盤の確立による成長の持続」のための設備投資に充てたいします。これに加えて、一部調達資金を有利子負債の返済に充当することで、財務体質を強化し、将来の更なる成長戦略実行のための積極的な設備投資や海外投資、M&A、新製品・新事業創設のための研究開発等に機動的に対処できる態勢を構築できるものと考えております。

今後、当社グループは、本資金調達に基づき、設備投資を通じて当社製品の生産能力を増強するとともに財務基盤を強化いたしまして、中長期的な成長・拡大実現に向け、全力で取り組んでまいります。

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1,000株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は8,900,000株です。
- ・本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記及びに記載のとおり、当社が行使指定又は行使停止を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先である野村證券株式会社(以下「割当予定先」という。)に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・本新株予約権の行使価額は、当初516円(発行決議日の東証終値)ですが、本新株予約権の割当日の翌取引日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の91%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限は361円(発行決議日の東証終値の70%の水準)です。
- ・本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降約3年間(平成25年12月24日から平成28年12月20日まで)であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記乃至の内容について合意する予定です。

当社による行使指定

- ・行使価額修正開始日以降、平成28年10月20日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができます(以下「行使指定」という。)
- ・行使指定に際しては、以下の要件を満たすことが前提となります。
 - ()行使指定を行った日(以下「行使指定日」という。)の東証終値が下限行使価額の120%の水準を下回っていないこと
 - ()前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること
 - ()当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
 - ()当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
 - ()停止指定(下記に定義する。)が行われていないこと
 - ()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと
- ・当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から20取引日(以下「指定行使期間」という。)以内に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。

- ・一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の前取引日までの20取引日又は60取引日における当社株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数と5,137,743株(発行決議日現在の発行済株式数の10%に相当する株数)のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。
- ・ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- ・当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

当社による行使停止

- ・当社は、本新株予約権の割当日の翌取引日以降、平成28年12月20日までの間において、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間(以下「停止指定期間」という。)を指定(以下「停止指定」という。)することができます(ただし、上記の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。)
- ・なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- ・停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

割当予定先による本新株予約権の取得の請求

本新株予約権発行後、平成28年11月18日までの間のいずれかの取引日の東証終値が下限行使価額を下回った場合、又は平成28年11月21日以降はいつでも、割当予定先は当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

3年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- ・今般の資金調達における調達資金の拠出時期は、下記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、約3年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、行使指定や行使停止を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・本新株予約権は、潜在株式数が8,900,000株(発行決議日現在の発行済株式数51,377,432株の17.32%)と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・本新株予約権者がある程度の裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株式動向等を勘案して停止指定を行うことによって、株式発行を行わないようにすることができます。

株価への影響の軽減が可能なこと

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・下限行使価額が361円(発行決議日の東証終値の70%の水準)に設定されていること
- ・行使指定を行う際には、東証終値が433円(下限行使価額の120%の水準)以上である必要があり、また、上記「(2)本新株予約権の商品性 当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができます。資本政策の柔軟性を確保できます。

<本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記 乃至 に記載された留意事項がございますが、当社といたしましては、上記 乃至 に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

本新株予約権の下限行使価額は361円(発行決議日の東証終値の70%の水準)に設定されており、株価水準によっては資金調達できない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

本新株予約権発行後、東証終値が下限行使価額を下回った場合には、割当予定先が当社に対して取得請求を行う場合があります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

公募増資により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。

本新株予約権においては、上記 に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定などの仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。

一方、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

- 2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「本(注)1 (2) 本新株予約権の商品性 乃至 」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

< 割当予定先による行使制限措置 >

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせない。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本新株予約権に関して、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項なし

5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

6 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

7 本新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

8 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 4,614,828,000 | 8,950,000 | 4,605,878,000 |

(注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

- 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。
- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,605,878,000円につきましては、「13中計」で数値目標といたしました設備投資額のうち、現時点で具体化しております設備投資に充當いたします。

具体的には、プロジェクト投資といたしまして、以下の3件に充當いたします。

<九州地区大径コンクリートパイル製造工場建設>

当社グループの九州地区におけるコンクリートパイルの生産は、当社の子会社（100%所有）であるNC九州パイル製造株式会社直方工場で行っております。コンクリートパイルは大径高支持力化が年々進んでおります。九州地区におきましても、九州全域の需要360千トン（平成24年度）に占める大径化率（外径700mm以上）は26%、高支持力化率は57%に至ってまいりました。現状、当社グループは、九州地区におきまして大径パイル製造の設備を所有しておりません。このため、当社は、九州地区における大径高支持力パイルの需要に対応するため、新工場を建設し、顧客ニーズに対処するとともに、当社グループの販売数量の拡大につなげてまいります。

<コンクリート系セグメント工場拡充>

東京外かく環状道路東京区間の延伸、リニア中央新幹線の建設などを背景に、コンクリートセグメントに対する需要は大幅に増加する見通しです。当社はこの状況に対応するため、セグメント工場の整備・拡張を行います。

<ポールリサイクル工場建設>

当社は、循環型社会形成への取り組みの一環として、平成20年にリサイクル事業会社「日本エコテクノロジーズ株式会社」を設立し、ポールリサイクルの事業化を推進しております。本事業の具体化に向け、リサイクル工場の建設を行います。

また、平成26年度、平成27年度の通常設備投資として、老朽化した工場設備の維持更新、今後のプレキャスト製品の需要増加及び顧客ニーズに応えた新製品の開発による生産拡大に伴う型枠の取得、施工能力の拡大、品質確保のための施工機器取得などに充當いたします。

上記を差し引きました残額は、有利子負債削減を目的とした取引金融機関からの既存借入金の返済に充當する予定であります。

具体的な内容は、以下の通りであります。

| 手取金の使途 | 支出予定金額 (百万円) | 支出予定時期 |
|--------------------------|-----------------|------------------|
| 九州地区大径コンクリートパイル製造工場建設 | 1,800 | 2014年7月～2015年9月 |
| コンクリート系セグメント工場拡充 | 700 | 2014年1月～2014年12月 |
| ポールリサイクル工場建設 | 300 | 2014年3月～2014年9月 |
| 平成26年度、平成27年度の設備更新、型枠取得等 | 1,200 | 2014年5月～2016年8月 |
| 金融機関からの借入金の返済(注)1 | 606 | 2014年1月～2016年12月 |
| 合計 | 4,606 | |

(注) 1 本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、銀行借入により充當することによって上記の事業計画を遂行する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充當する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、金融機関からの借入金の返済に充當する予定であります。

- 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画ではありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

| | |
|-----------------|--|
| 名称 | 野村證券株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 |
| 直近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書 事業年度 第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月27日関東財務局長に提出 |
| | 半期報告書 事業年度 第13期中 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月14日関東財務局長に提出 |

b．当社と割当予定先との関係

| | | |
|------------|---|---------|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | - |
| | 割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成25年9月30日現在) | 19,000株 |
| 人事関係 | 当社と割当予定先の間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人事関係はありません。 | |
| 資金関係 | 該当事項なし | |
| 技術又は取引等の関係 | 主幹事証券会社 | |

c．割当予定先の選定理由

当社は、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 本新株予約権 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) の発行により資金の調達をしようとする理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、当社が、当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること、等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は8,900,000株です(ただし、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)。

e．株券等の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡することはありません。また、野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることと

なる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社が平成25年11月14日付で関東財務局長宛に提出した第13期中半期報告書の平成25年9月30日における中間貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先である野村證券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、その倫理規程において、「野村グループは、反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わないものとする。」と公表しています。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。また、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、反社会的勢力関連の情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行っていること等を、割当予定先である野村證券株式会社からヒアリングし確認しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、権利行使期間、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に 当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記 の場合を除き評価に織り込まないこと、 3年間にわたり発生する資金調達に臨機応変に対応したいというニーズに従って、発行会社は随時行使指定を行い、また、割当予定先は随時権利行使を行うこと、 株価が下限行使価額を下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと、などを想定しております。当社は、当該評価を参考にし本新株予約権1個あたりの払込金額を当該評価と同額となる金2,520円としました。当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注)1 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査役全員（うち社外監査役2人）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

() 本件発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、ブルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること。

() ブルータス・コンサルティングは当社との資本関係はなく、当社の会計監査を行っているものでもないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること。

() 当社取締役がそのようなブルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること。

() ブルータス・コンサルティングから本件発行担当取締役をはじめとする実務担当者及び監査役への具体的な説明が行われたうえで、評価報告書が提出されていること。

() 本件発行の決議を行った取締役会において、ブルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ本件発行担当取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること。

() 当社法律顧問が、価格評価において採用されている前提事実やロジックが合理的であるか否かを分析し、発行条件についての考え方及びそのプロセスについて本件発行担当取締役をはじめとする実務担当者及び監査役に助言が行われ、法律意見書が提出されていること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大8,900,000株（議決権8,900個相当）であり、平成25年11月30日現在の当社発行済株式総数51,377,432株（総議決権数47,967個）に対し最大17.32%（当社議決権総数に対し最大18.55%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、震災復興・国土強靱化政策に伴う公共事業拡大、2020年の東京オリンピック開催に伴う公共投資、リニア中央新幹線建設などを背景とした当社製品に対する旺盛な需要に対応するだけの生産能力を確保し更なる成長及び事業拡大を目指すとともに、株主資本の増加及び有利子負債圧縮による財務体質の強化を図ることで、既存株主を含めた株主全体の利益につながると考えております。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数8,900,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は375,309株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ 当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行は、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、大規模な第三者割当に該当しません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数に対する 所有議決権数の割合 (%) | 割当後の所有株式数 (千株) | 割当後の総議決権数に対する 所有議決権数の割合 (%) |
|---|--|---------------|-------------------------------|-------------------|-----------------------------------|
| 新日鐵住金株式会社 | 東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 | 6,940 | 14.46 | 6,940 | 12.20 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G) | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 3,743 | 7.80 | 3,743 | 6.58 |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託太平洋セメント口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社 | 東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟 | 3,634 | 7.57 | 3,634 | 6.39 |
| 大和証券投資信託委託株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目9番1号 | 2,765 | 5.76 | 2,765 | 4.86 |
| 日コン取引先持株会 | 東京都港区港南1丁目8番27号 | 2,440 | 5.08 | 2,440 | 4.29 |
| 日本電設工業株式会社 | 東京都台東区池之端1丁目2番23号 | 2,008 | 4.18 | 2,008 | 3.53 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 | 1,552 | 3.23 | 1,552 | 2.72 |
| 太平洋セメント株式会社 | 東京都港区台場2丁目3番5号 | 1,500 | 3.12 | 1,500 | 2.63 |
| 日興アセットマネジメント株式会社 | 東京都港区赤坂9丁目7番1号 | 1,081 | 2.25 | 1,081 | 1.90 |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク銀行株式会社) | 388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号) | 1,059 | 2.20 | 1,059 | 1.86 |
| 住友商事株式会社 | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 1,030 | 2.14 | 1,030 | 1.81 |
| 株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) | 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号) | 1,000 | 2.08 | 1,000 | 1.75 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 | 930 | 1.93 | 930 | 1.63 |
| 計 | - | 29,684 | 61.88 | 29,684 | 52.19 |

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、平成25年9月30日現在の株主名簿及び平成25年12月2日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づき記載しております。

2 大株主の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成25年9月30日現在の所有議決権数(大量保有報告書等により確認された大株主については当該大量保有報告書等に基づく議決権数)」を、「平成25年9月30日現在の総議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である8,900,000株に係る議決権数8,900個を加算した数」で除して算出しております。

3 前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先である野村證券株式会社は、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当予定先は割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】**第1【参照書類】**

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第82期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第83期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月9日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第83期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月14日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年12月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年12月3日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年12月3日）現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本コンクリート工業株式会社 本店
(東京都港区芝浦4丁目6番14号 NC芝浦ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部【特別情報】

該当事項なし